

# 参議院改革協議会

## 協議員一覧（14名）

座長	世耕 弘成（自民）	森 ゆうこ（立憲）	伊波 洋一（沖縄）
	石井 正弘（自民）	谷合 正明（公明）	木村 英子（れ新）
	古賀 友一郎（自民）	室井 邦彦（維新）	嘉田 由紀子（碧水）
	中川 雅治（自民）	足立 信也（民主）	渡辺 喜美（みん）
	長浜 博行（立憲）	井上 哲士（共産）	

（3.5.26 現在）

### （1）発足の経緯

令和3年4月9日、山東昭子議長の主宰により各会派代表者懇談会が開かれ、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（参議院改革協議会）を設置することとし、その構成や運営等については議院運営委員会で協議することが合意された。

5月14日、議院運営委員会において、参

議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、協議員15人以内をもって組織する参議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議において水落敏栄議院運営委員長が同協議会の設置について報告した。

### （2）検討の経緯

第204回国会において、本協議会（世耕弘成座長）は3回の調査検討を行った。

まず、5月26日の協議会（第1回）では、本協議会の運営に関する事項について決定した後、本協議会における検討項目については、各会派から希望する検討項目案を提出することとなった。

6月4日の協議会（第2回）では、これまでの参議院改革の経緯と実績について、事務局から説明を聴取した後、協議を行った。また、各会派から提出された検討項目案について、各会派の協議員から説明を聴

取した。

6月11日の協議会（第3回）では、これまでの参議院定数訴訟に係る最高裁判決の概要と変遷について、事務局から説明を聴取した後、協議を行った。また、本協議会の検討項目について協議を行った後、参議院選挙制度の改革について、本協議会の検討項目とすることが了承された。また、選挙制度以外の検討項目については、座長において検討項目案を作成することとなった。

### （3）協議会経過

○令和3年5月26日（水）（第1回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

○令和3年6月4日（金）（第2回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を

行った。

○令和3年6月11日（金）（第3回）

○参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

## (4) 参議院改革協議会設置要綱

### 参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

#### 第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

#### 第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

#### 第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
  - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
  - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

#### 第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。